

松山市水防協議会条例一部改正（案）の概要について

1. 条例一部改正の背景

平成 25 年 6 月 14 日に公布された、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次一括法）第 51 条により水防法が一部改正され、都道府県の水防協議会及び指定管理団体の水防協議会の会長及び委員の定数の上限が撤廃されることとなり、同法が施行される平成 26 年 4 月 1 日までに市条例にて会長及び委員の定数を規定する必要が生じたため、松山市水防協議会条例を一部改正するものです。

2. 会長及び委員定数の根拠

松山市水防協議会は、現行水防法の規定を採用し、会長 1 人及び委員 21 人で組織されており、市長を会長として、委員は水防関係団体の代表者等のほか、市の関係部局長により構成されています。

協議会では、本市の水防活動上必要な事項について専門的知見に基づき協議がなされること、また、今後において災害協定等の締結により水防関係団体が増数する場合等を踏まえ、一部改正により規定する、「会長 1 人及び委員 25 以内で組織する」については、適正なものと考えています。

3. 関係法令（抜粋）

第 3 次一括法 第 51 条

（水防法の一部改正）

第五十一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

第三十四条第三項中「会長一人及び委員二十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

水防法 第 34 条（現行条文）

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べるができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

4. 松山市水防協議会の会長及び委員

会 長	松 山 市 長
-----	---------

委 嘱 委 員 8人	
大阪管区气象台松山地方气象台次長	
四国地方整備局松山河川国道事務所長	
愛媛県中予地方局建設部長	
西日本電信電話株式会社愛媛支店長	
四国電力株式会社取締役松山支店長	
愛媛県建設業協会松山支部長	
松山市女性防火クラブ連合会長	
松山市自主防災組織ネットワーク会議会長	

任 命 委 員 13人	
松山市	副市長
//	副市長
//	公営企業管理者
//	総務部長
//	理財部長
//	総合政策部長
//	危機管理担当部長
//	市民部長
//	都市整備部長
//	下水道部長
//	産業経済部長
//	消防局長
//	消防団長